

<横手地域の皆様へ>

平成28年4月から 小学校の通学区域が変わります

横手南小学校
朝倉小学校
旭小学校

一部
区域

平成28年4月開校予定

横手北小学校
境町小・黒川小・金沢小の全区域

質問1 通学区域とはどのようなものですか。

横手市では、入学予定児童の住所によって、通学する学校を市教育員委員会が指定する制度を採用しております。通学区域とは、市立の小中学校に就学する児童生徒の通学すべき学校を指定するため、市教育委員会が設定した区域のことです。

質問2 なぜ、横手地区では統合する小学校以外でも通学区域の見直しが必要なのでしょう。

境町小・黒川小・金沢小の3校が統合する横手北小学校は、横手北中学校と同じ敷地内に建設される予定ですが、その周辺の町内・集落は、朝倉小や横手南小、旭小の通学区域になっています。この3小学校の通学区域がそのままですと、横手北小学校の周辺に住む子どもたちの一部は、遠い学校に通うことになってしまいます。また、境町小・黒川小・金沢小の3校だけの統合ですと他校との児童数の均衡が図れません。このようなことから通学区域の見直しが必要となりました。

質問3 通学区域の再編作業は、どのように行われたのでしょうか。

横手北小学校は平成28年4月開校予定ですが、それまでに校舎を完成させるためには、平成24年度中に通学区域の見直しを行い、統合時の児童数を把握しておく必要がありました。

そこで、平成24年10月、市教育委員会から、通学区域諮問委員会に統合小学校と周辺の小学校の通学区域再編について諮問し、諮問委員会から平成25年1月16日に答申をいただきました。

その経過の中では諮問委員会内に、PTAや子ども会役員など地域の事情に詳しい方14人による調査検討作業部会が組織され、3ヶ月近く掛けてアンケート調査や住民説明会を開催して再編の原案となる報告書を作成し、それを基に諮問委員会が答申としてまとめたものです。

質問4 横手北小学校の通学区域はどのようになるのですか。

- ① 統合する黒川小・境町小・金沢小の通学区域は、そのまま横手北小学校の通学区域とします。
- ② 横手南小通学区域の中から、横手町字三ノ口・六ノ口を横手北小学校の通学区域とします。
- ③ 朝倉小通学区域の中から、卸町、静町字の全域と、睦成字の国道13号より西側で更にJR奥羽本線より西側と、みたけ字、杉目字のJR奥羽本線より西側、八幡字、横手町字の国道13号より西側を横手北小学校の通学区域とします。
- ④ 旭小通学区域の三本柳字（一部を除く）と赤坂字伏山を横手北小学校の通学区域とします。

（※別紙の地図でご確認ください）

平成25年9月定例市議会で「横手北小学校」の設置が決まったことにより、市教育委員会で通学区域の規則改正を行いました。

通学区域の変更は、平成28年4月1日から適用いたします。（中学校につきましても横手北小学校と朝倉小学校の通学区域が横手北中学校の通学区域になります）しかしながら、通学区域の再編で影響を受ける地域においては、平成27年度まで就学している小中学校に引き続き就学を希望する場合もあるかと思いますので、指定された横手北小学校・横手北中学校ではなく、今まで通っていた学校への就学を希望する場合は、市教育委員会学校教育課までご相談ください。

（問い合わせ先）

横手市教育委員会 教育指導部 学校教育課

TEL 0182-32-2414

